

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：別紙のとおり
業者の住所：別紙のとおり
- 2 指名停止措置期間：別紙のとおり
- 3 指名停止措置の範囲
中国四国防衛局管轄区域（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県）
- 4 事実概要
株式会社新星工業社ほか5社は、広島県教育委員会及び広島市発注の特定コンピュータ機器の入札等をめぐり、令和4年10月6日、公正取引委員会より独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反すると認定を受けた。
- 5 指名停止措置理由
「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第5号（独占禁止法違反行為）に該当するため

指名停止措置要領 付表第2

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 5 対象区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事請負契約等の相手方として不相当であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 2月以上9月以内

指名停止措置業者

名 称	住所	指名停止措置期間
株式会社新星工業社	広島県広島市南区宇品 海岸3-8-60	令和4年12月13日から 令和5年6月12日まで (6か月)
株式会社ハイエレコン	広島県広島市西区草津 新町1-21-35 広島ミクシスビル5F	令和4年12月13日から 令和5年6月12日まで (6か月)
株式会社立芝	広島県広島市西区楠木 町2-4-3	令和4年12月13日から 令和5年6月12日まで (6か月)
中外テクノス株式会社	広島県広島市西区横川 新町9-12	令和4年12月13日から 令和5年6月12日まで (6か月)
株式会社ソルコム	広島県広島市中区南千 田東町2-32	令和4年12月13日から 令和5年6月12日まで (6か月)
西日本電信電話 株式会社	大阪府大阪市都島区東 野田町4-15-82	令和4年12月13日から 令和5年2月12日まで (2か月)